

16**民 法****令和 05 年度****問題 45**

AがBに対して有する貸金債権の担保として、Bが所有する甲建物（以下「甲」という。）につき抵当権が設定され、設定登記が経由された。当該貸金債権につきBが債務不履行に陥った後、甲が火災によって焼失し、Bの保険会社Cに対する火災保険金債権が発生した。Aがこの保険金に対して優先弁済権を行使するためには、民法の規定および判例に照らし、どのような法的手段によって何をしなければならないか。40字程度で記述しなさい。

(下書き用)

10

15

解答例

物上代位という法的手段により、Aは、Bへの保険金の払渡しの前に差押えをしなければならない。 (45字)

※総合講義民法・171、180頁

一般財団法人 行政書士試験研究センター公開の解答例

物上代位により、Cによる保険金の払渡し前に、Aが保険金債権を差し押さえなければならない。 (44字)

配点の目安

採点項目	配点	得点
① (法的手段については) 物上代位であること	8	
② 火災保険金の差押えをしなければならないこと	4	
③ (上記2の差押えは) Bへの保険金の払渡し前に行う必要があること	8	
合計点		20

類型**■ ①要件型****□ ②効果型****□ ③その他**

STEP 1 問題文の検討

AがBに対して貸金債権を有しており、その担保として、Bが所有する甲建物（甲）につき抵当権が設定され、登記が備えられた。その後、当該貸金債権につき、債務者Bが債務不履行に陥った後に、甲が火災によって焼失し、Bが保険会社Cに対し火災保険金債権を取得することとなった。以上のような事情のもと、本問では、抵当権者Aが、当該保険金に対して優先弁済権を行使するために、どのような法的手段を講じることができるかが問われている。

したがって、本問の解答では、①Bが取得した火災保険金債権につきAが優先弁済権を行使するために、用いることのできる法的手段と、②その法的手段を用いるのにあたり何をしなければならないか、と書けばよい。

STEP 2 知識の抽出

(1) 用いることのできる法的手段について

Aが法的手段を用いようとしている火災保険金（火災保険金債権）は、Aが有していた抵当権が設定された甲が、火災によって焼失したことにより発生したものである。抵当権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても行使することができるとされている（民法372条、304条1項本文）。これは「物上代位」と呼ばれている。

したがって、抵当権者Aは、火災保険金について、物上代位という法的手段を用いることができる。

(2) 物上代位を用いるのにあたり何をしなければならないか

抵当権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても行使することができるが、抵当権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない

（民法372条、304条1項）。

したがって、抵当権者Aは、CからBへの火災保険金の払渡しの前に、差押えをしなければならない。

STEP 3 解答の作成

□ 1 本問の解答で書くべきことの整理

（1）用いることのできる法的手段について

物上代位。

（2）物上代位を用いるのにあたり何をしなければならないか

Aは、CからBへの保険金の払渡しの前に、差押えをしなければならない。

□ 2 解答の下書き

物上代位という法的手段によって、Aは、CからBへの保険金の払渡しの前に、差押えをしなければならない。（50字）

□ 3 字数の調整

（1）重複した記述・余事記載を削除する

■「Cから」を削除する、「の前に、」を「の前に」にする

物上代位という法的手段によって、Aは、CからBへの保険金の払渡しの前に、差押えをしなければならない。（46字）

(2) 文意を変えずに字数を減らす

■ 「法的手段によって」を「法的手段により」にする

物上代位という法的手段によつてより、Aは、CからBへの保
險金の払渡しの前に、差押えをしなければならない。 (45字)

(3) 問題文と重複している記述を削除する

今回は特になし。